

くまがや

平成 25 年
9 月号

《第198号》

雇用対策

ニュース

熊谷地区雇用対策協議会 熊谷市宮町 2-39 Tel 048-521-4600
編集発行 事務局 熊谷商工会議所内
熊谷公共職業安定所 熊谷市箱田 5-6-2 Tel 048-522-5656

平成 25 年度 理事・参与会、総会が開催される

平成 25 年 6 月 7 日 (金) 午後 4 時よりマロウドイン熊谷において理事・参与会が開催され定例総会に提案される議題についての審議が行われました。

同日午後 4 時 30 分より定例総会が行われ、平成 24 年度事業報告並びに収支決算報告の件、平成 25 年度事業計画 (案) 並びに予算 (案) についてご審議をいただき、全てご承認いただきました。

ご来賓として次の方々をお迎えし、心温まる励ましやご祝辞を頂戴いたしました。ご多用の処ご出席下さいまして誠に有難うございました。ご芳名のみ次にご紹介させていただきます。

- | | | |
|-----------------|---------|--------|
| ○ 埼玉労働局 | 職業安定課長 | 鈴木良尚 様 |
| ○ 埼玉労働局 | 雇用保険監察官 | 渡辺美久 様 |
| ○ 埼玉県北部地域振興センター | 所 長 | 遠藤昭雄 様 |
| ○ 埼玉県立熊谷高等技術専門校 | 訓練担当部長 | 鈴木 豊 様 |
| ○ 埼玉県雇用対策協議会 | 専務理事 | 神山哲雄 様 |

また、寄居町 町長 島田 誠 様にもご出席いただきご祝辞を頂戴いたしました。

総会終了後、講演会として「雇用関連助成金の改正について」のテーマで、熊谷公共職業安定所 統括職業指導官 久保田 政夫 様よりご講演いただきました。

本年度受賞者紹介

総会において障害者雇用、高齢者雇用に貢献のあった優良事業所に感謝状を贈呈させていただきました。各事業所におかれましても、この度受賞された各事業所のご功績に心からの拍手を送ってくださるようお願いいたします。

- 公益財団法人西熊谷病院 (熊谷市)
(障害者の雇用促進に実績をあげておられる事業所として)
- 関東小野田ブロック株式会社 (熊谷市)
(高齢者の雇用促進に実績をあげておられる事業所として)



学卒求人説明会を開催

平成 25 年 6 月 10 日 (月) 上柴生涯学習センター・上柴公民館において、平成 25 年度新規学校卒業予定者を対象とした求人説明会を開催いたしました。

本年度の求人説明会には、午前 4 社、午後 6 社の合計 10 社と前年より 6 社多い参加となりました。

会員の皆様には、採用選考にあたり、本人の適性・能力に基づいた公正な選考を行っていただきますようお願いいたします。



会員企業と高等学校等との意見交換会を開催

平成 25 年 6 月 18 日 (火) に埼玉県消費生活支援センターにおいて、企業の採用担当者と高等学校等の進路指導主事との意見交換会を開催いたしました。

当日は、事業所 25 社、管内及び近隣の高校、大学、専門学校 22 社の参加をいただきました。

事業所の採用担当者と学校の進路担当の先生との個別の意見交換が行われました。

参加いただきました企業の皆様には心より感謝申し上げます。



新規学校卒業予定者を対象とした求人のお願

本年度も、6 月 20 日より平成 26 年 3 月新規学校卒業予定者（高等学校・中学校）を対象とする求人の受付が開始されました。

熊谷公共職業安定所管内の新規高等学校卒業予定者を対象とした求人数は、7 月 31 日現在、171 件、484 名となっております。これは、前年度と比較し、件数では 6 件、3.6% の増加となりましたが、求人数は△31 名、6.0% の減少となっております。会員の皆様におかれましては、若い有能な人材を一人でも多く募集、採用いただきますようお願い申し上げます。

また、中学生の求人は 0 件となっておりますが、家庭の事情により就職希望の生徒もおります。中学生の求人も併せて検討いただきますよう重ねてお願いいたします。

学卒求人受理状況

	高等学校		中学校	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
求人件数	165 件	171 件	0 件	0 件
求人数	515 人	484 人	0 人	0 人

平成 26 年 3 月新規学校卒業予定者の求職動向

	高等学校			中学校		
	計	男	女	計	男	女
卒業予定者	3,629 人	1,878 人	1,751 人	3,472 人	1,815 人	1,657 人
就職希望者	690 人	354 人	336 人	2 人	0 人	2 人

ハローワーク熊谷の雇用保険課よりのお願い

11月は「労働保険適用強化期間」です。

労働保険は、労働保険と雇用保険の総称です。

「労災保険」とは

労災保険は、労働者が業務上の事由又は通勤によって、負傷・疾病・障害又は不幸にして死亡された場合に被災労働者やその遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、社会復帰への促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

「雇用保険」とは

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職及び継続雇用を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、雇用構造の改善等を図るための事業も行っています。

労働保険は、政府が管理運営している強制加入の保険制度です。

労働保険は、原則として労働者を一人でも雇っていれば、加入手続きを行い、労働保険料を納めなければなりません。

事業主が故意又は重大な過失により、加入届を提出していない期間中に、労働災害が生じ労災保険の給付を行った場合は、事業主からさかのぼって労働保険料を徴収するほか、労災保険の給付に要した費用の全部又は一部徴収することとなっています。

また、より良い人材を確保し、労働者が安心して働ける職場の環境づくりを進めるうえからも、労働保険に加入することは是非とも必要なことです。

まだ、労働保険に加入されていない事業主の方は、パートタイム労働者の雇用保険の加入を含め、是非加入手続きをお願いいたします。

平成22年4月1日から非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲が拡大

非正規労働者（パートタイム労働者など）の方の雇用保険の適用範囲が、31日以上雇用見込みがあり、一週間の所定労働時間が20時間以上であることに拡大されました。

なお、労働保険の加入手続きや事務処理等でお困りの中小の事業主の方は、厚生労働大臣の認可を受けた「労働保険事務組合」に労働保険事務を委託することが出来ます。

労働保険事務組合は、事業主がおこなわなければならない事務手続きを事業主に代わり処理するもので、事務を委託すると次のような利点があります。

- ① 事業主の事務処理が軽減されます。
- ② 労働保険料を年三回分割納付できます。
- ③ 事業主や家族従事者が労災保険へ特別加入することもできます。

また、手続き指導及び加入勧奨活動によっても、自主的な加入手続きを取らない事業主については、職権による強制的な成立手続きを行い、労働保険料の認定決定を行います。

労働保険の手続きや労働保険事務組合等の労働保険に関するお問い合わせは、最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）もしくは、埼玉労働局労働保険徴収課（048-600-6203）におたずねください。

〰〰〰〰〰〰〰〰 県北地域障害者就職面接会のお知らせ 〰〰〰〰〰〰〰〰

障害者の雇用促進につきましては、会員事業所様のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ハローワークにおきましても関係機関との連携のもと、障害者の雇用を進めておりますが、未だ就職を希望していても機会を得られない方が多く見られるところです。

本年度も障害者の就職促進の一環として、県北地域を管轄する熊谷・本庄・秩父・行田のハローワークが合同で下記の日程にて障害者就職面接会を開催いたします。

この面接会は、事業所の皆様と障害者の方々が一堂に会し、面接・相続を行っていただくもので、昨年は31事業所の方にご出席をいただき、参加された225名の求職者の内35名の方の就職が決定いたしました。

今年度におきましても、会員事業所様はじめ県北地域に就業場所がある事業所様の多数のご参加の申し込みをいただき、誠にありがとうございます。

今後とも、障害者雇用へのご理解ご協力をよろしくお願い致します。

日 時	平成 25 年 10 月 9 日 (木) 午後 1 時～午後 4 時 (受付時間：午後 12 時 15 分～15 時)
場 所	熊谷スポーツ文化公園 体育館 (くまがやドーム内) 熊谷市上川 300

県北地域障害者就職面接会の詳細はハローワーク熊谷の障害者担当までお問い合わせ下さい。

外国人労働者の雇入れ・離職の際は、 「在留カード」を確認し、ハローワークへ届けてください

すべての事業主は、雇用対策法に基づき、外国人の雇入れと離職の際に、その氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

出入国管理及び難民認定法の改正などにより、2012年7月9日から、中長期在留者※には、これまでの外国人登録証明書に代わって新しく「在留カード」が交付されます。外国人労働者を雇用する事業主の皆さまは、以後「在留カード」を確認し、確実に届け出を行ってください。

ただし、中長期在留者が現在所持している外国人登録証明書は一定期間在留カードとみなされますので、当該外国人が引き続き外国人登録証明書を所持している場合は、外国人登録証明書等によって必要な届出事項を確認することとなります。

※中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

- ①「3か月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」または「公用」の在留資格が決定された人
- ④これら①～③に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格のない人